

職 業 紹 介 返 金 制 度

(返金率)

採用決定者が入社後 3 ヶ月以内に自己都合退職をした時または採用決定者の責にもとづき解雇された時の、乙の甲に対する紹介料の返金率は次のとおりとする。

1 ヶ月以内・・・・・・・・50%

3 ヶ月以内・・・・・・・・30%

ただし、紹介予定派遣の返金については行わないものとする。